東三河広域連合指定地域密着型サービスに係る独自報酬に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、厚生労働大臣が定める地域密着型サービス費の額の限度に関する基準（平成24年厚生労働省告示第119号。以下「限度に関する基準」という。）に基づき、通常より高い報酬の算定基準（以下「独自報酬」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（独自報酬の算定基準及び単位数）

第２条　東三河広域連合の定める独自報酬の算定要件及び単位数は、限度に関する基準別表に基づき別表のとおりとする。

（独自報酬の算定に関する届出）

第３条　前条別表の基準を満たすものとして独自報酬を算定しようとする指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業者（以下「独自報酬を算定する事業者」という。）は、地域密着型サービスの独自報酬の算定に関する届出書（様式第１号　以下「独自報酬届出書」という。）を広域連合長に届け出なければならない。

（終了の届出）

第４条　独自報酬を算定する事業者は、独自報酬の算定を終了しようとするときは、速やかに独自報酬届出書を広域連合長に届け出なければならない。

　（実績の報告）

第５条　独自報酬を算定する事業者は、独自報酬の算定開始月より起算して１２月及び２４月経過した場合に、速やかに地域密着型サービスに係る独自報酬実績報告書（様式第２号　以下「独自報酬実績報告書」という。）を広域連合長に提出しなければならない。また、前条の規定の場合においても速やかに独自報酬実績報告書を広域連合長に提出しなければならない。

　（準用）

第６条　この要綱に定めるもののほか、独自報酬の算定に関しては、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項（平成18年３月31日老計発0331005号、老振発第0331005号、老老発第03310018号厚生労働省老健局計画課長、振興課長、老人保健課長連名通知。）を準用する。

　（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成31年４月24日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年１月１日から施行する。

別表（第２条関係）

東三河広域連合独自報酬算定基準

１．定期巡回・随時対応型訪問介護看護

　事業開始時支援加算

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 単位数 |
| 平成３１年４月１日以降に指定を受けた指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所ついて、指定を受けた日の属する月から起算して２年までの期間に限り、１月につき所定単位数を加算する。ただし、指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の所在する建物と同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所と同一の建物に居住する利用者については算定しない。 | １月につき500単位 |

２．看護小規模多機能型居宅介護

　事業開始時支援加算

|  |  |
| --- | --- |
| 要件 | 単位数 |
| 看護小規模多機能型居宅介護費については、平成３１年４月１日以降に指定を受けた指定看護小規模多機能型居宅介護事業所について、指定を受けた日の属する月から起算して２年までの期間に限り、１月につき所定単位数を加算する。 | １月につき1,000単位 |